

支援業務の実施に関する計画

- ・ 必要に応じて欄を広げて記載してください。
- ・ 記載内容が多い場合や図表を用いる場合等で用紙が不足する項目は別紙でも構いません。その場合は、欄内に「別紙〇〇参照」のように記載してください。

1. 業務名称等	法第62条第(一)・(二)・(三)・(四)・五・(六)号に掲げる業務 (該当する番号を選択) 若者等に対する居住支援事業
----------	---

【組織及び運営に関する事項】

2. 主な業務地域	主に福岡市内
3. 組織体制 法人の組織について、支援業務に従事する部分に分かるように記載してください。 (上記内容が分かる組織図等でも可)	(組織体制)  ・ 法人運営に関する意思決定は社員総会、および理事会にて行う ・ 支援業務(相談受付・対応、関係機関との連携など)の実施は事務局にて行う (定款上の実施事業) (1)特定非営利活動に係る事業 ①子ども・若者への居場所事業 ②子ども・若者に関する調査研究事業 ③子ども・若者に対する相談支援事業 ④子ども・若者へのアドボカシー事業 ⑤子ども・若者の現状に関する普及啓発、情報提供事業 ⑥若者等に対する居住支援事業 ⑦若者等に対する就労支援事業 ⑧他のNPO法人等との連携、協議会運営等のパートナーシップ事業 ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業
4. 人員体制 支援業務に従事する人数・役割分等、人員体制を記載してください。	●事務局2名(事務局長、および、事務局員) ・ ・ ・ 住宅確保要配慮者、不動産関係者等からの入居前支援の依頼を受ける窓口対応、相談支援対応、 ※事務局長(社会福祉士、不動産後見アドバイザー)が専従にて居住支援を適切に実施する。また、業務量に応じて、業務委託による事務局員の配置を予定している。事務局にて、住宅確保要配慮者の入居前、入居後の相談対応、記録作成等を対応。
5. 勤務体制 営業日及び休日、勤務時間等を記載してください。	・ 平日の日中にて入居前相談等の対応(8:30~16:00) ・ フリースペース実施時間帯(各所とも週2日程度、平日16:00~20:00) ・ 電話受付、相談フォームでは随時受付

【支援業務の概要に関する事項】

6. 支援対象者	低額所得者をメインとしながら、障害者、刑余者、児童養護施設等退所者や子育て世帯(ひとり親世帯含む)の若者(18歳~39歳)を主な支援対象者とする。また、他団体などからの居住相談があった場合は高齢者、被災者、外国人などの、その他の住宅確保要配慮者の相談にも対応していく。
----------	--

7. 業務内容 具体的な実施方法、委託等の有無及びその内容等について記載してください。 要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を記載してください。	●住宅確保要配慮者、および、行政、不動産関係者等からの入居相談 支援対象となる住宅確保要配慮者だけでなく、行政機関（生活保護課、家庭児童相談室、ヤングケアラー相談窓口、若者総合相談センターなど）や地域の不動産会社関係者からの入居に関する相談を受付、連携している不動産会社や居住支援法人（認定 NP0 法人ホームレス支援福岡おにぎりの会、株式会社 KOBUSHI など）と協力して物件紹介などを行う。また、一部は転貸契約によるサブリース物件も行っている ●住宅確保要配慮者への入居前アセスメント、入居後のサポート 事務局長（社会福祉士）にて、住宅確保要配慮者に関する生活上の課題や、入居相談に至るプロセスなどをアセスメントし、支援方針を決めていく。このとき、各相談機関等（司法関係機関、行政機関、病院、障害福祉サービス、介護サービス等）と連携しながら、住宅確保要配慮者の抱える生活課題の解決を目指していく。さらに、住宅確保要配慮者の孤立化を防ぐ目的で、定期的な訪問を行いながら、安否確認を行っていく。 また、今後は住宅確保要配慮者からの委託に基づく残置物処理等業務について、国土交通省のマニュアル等を参考に、事業化に向けて整備していく予定である。
8-1. 連携内容 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	●福岡県居住支援法人連絡協議会・福岡市居住支援法人連絡協議会への参画 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等に参画し、各種法令改訂に対して適切に対応を行ったり、連携先となる居住支援法人と協議を行ったり、ケースの受任などを行っていく。 ●福岡県内の生活保護課等との連携 主たる連携先として、福岡市若者総合相談センターユースサポート hub や福岡市各区、福岡県内の生活保護課、家庭児童相談室があり、必要に応じて担当課からの依頼を受けて居住相談を受任し、入居前支援を行っていく。その他、ぬくもりの窓口に代表さる方自治体の住宅相談窓口にも広報をしていき、必要に応じて入居前支援を受任していく。
8-2. 連携内容 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	●各社会福祉機関等との連携 地域の障害者基幹相談支援センターや地域包括支援センター、児童相談所などの児童福祉機関、生活困窮者自立相談支援機関、司法機関（保護観察所、自立準備ホームや更生保護施設など）などにも広報していき、必要に応じて入居前支援を受任していく。 ●地域における住宅確保要配慮者向けの住宅提供者の発掘 地域の不動産管理会社や、物件オーナー等に対して、居住支援に関する説明等を積極的に行っていく、住宅確保要配慮者向けの住宅提供者を発掘していく。 ●その他居住支援法人との連携 福岡県内における居住支援法人において、主たる連携先として『認定特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会』、『株式会社 KOBUSHI』があり、入居前相談による連携だけでなく、入居者の入居後の生活相談、炊出し等への参加の促しなどを行うことで、安定した地域生活を送ることができるようにサポートしている。
9. 人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記	●福祉系国家資格有資格者による生活相談指導 福祉系国家資格有資格者による面接技法指導や、障害福祉や高齢者福祉など社会福祉に関する知識教育、関係機関との連携に関する教育、個人情報取り扱いに関する教育等を行っていく。

載してください。	●居住支援法人連絡協議会等が実施する研修会への参加 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等が実施する居住支援に関する研修に参加していく。
10. 実施効果等 要配慮者の生活安定向上にどのように寄与するか等を記載してください。	住宅確保要配慮者への住居の確保、および、地域生活をする上での生活の困り事の解決による当事者の福利の向上。